

## 重度化した場合における対応に係る指針

### 1 この指針の対象となる事業所

- ア 貴峯荘短期入所事業所
- イ 貴峯荘湘南の丘短期入所事業所
- ウ 指定共同生活援助事業所 第一貴峯館

### 2 重度化の定義

重度化とは、単に障害が重度化するという意味合いではなく、日常的に行う健康管理や嘱託医等との連絡調整の度合いが高くなる場合をいう。

### 3 対応の内容について

#### (1) 貴峯荘短期入所事業所・貴峯荘湘南の丘短期入所事業所

- 短期入所を受け入れる際は、当日の健康状態の把握に努め、体調の変化に留意し、看護師と連携すること。
- 既往症や日常的に関わりのある医療機関の把握に努めること。
- 特に、初めて短期入所を利用する方については、支援第三課の相談と連携し、留意すること。
- 原則として、入院をした場合については利用終了とする。
- なお、入院時の付き添い等については家族等と調整することとする。

#### (2) 指定共同生活援助事業所 第一貴峯館

- 利用者の体調等がすぐれない場合は、看護師に連絡し、健康状態を確認する。
- 受診が望ましい場合は、嘱託医やかかりつけの医療機関への受診利用者にすすめる。
- 利用者自らが通院できない状態や救急搬送の必要がある場合については、世話人、生活支援員、看護師に加え、本体施設からの応援職員などにより速やかに対応するものとする。
- 入院した場合の食材料費については、入院翌日から請求しないこととする。
- 入院中の家賃については、発生する。
- なお、入院が3か月以上続く場合については、利用者・家族等と相談する。

指針作成日：平成30年4月1日